

平成27年川俣町議会第9回定例会会議録

平成27年川俣町議会第9回定例会は、9月3日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 斎 藤 博 美 君	8 番 菅野意美子君	9 番 新 関 善 三 君
10 番 菅 野 正 彦 君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石 河 清 君	15 番 遠 藤 宗 弘 君
16 番 黒 沢 敏 雄 君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	伊 藤 智 樹 君
総 務 課 長	佐 藤 広 一 君	企画財政課長	佐 藤 真 寿 夫 君
町民税務課長	羽 賀 洋 一 君	会 計 管 理 者	高 野 誠 市 君
保健福祉課長	丹 野 雅 直 君	建設水道課長	斎 藤 和 弘 君
原子力災害対策課長	宮 地 勝 志 君	産 業 課 長	寺 島 喜 美 夫 君
教 育 委 員 長	佐 藤 捷 善 君	教 育 長	神 田 紀 君
教 育 次 長	佐 藤 修 一 君	生涯学習課長	増 賀 喜 芳 君
総務課長補佐	大 内 彰 君	監 査 委 員	斎 藤 庸 夫 君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高 橋 清 美 書 記 長 岡 健 一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第4号 例月出納検査等の結果報告について
- 報告第9号 寄附採納報告
- 報告第10号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 報告第11号 専決処分の報告について
(専決第10号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について)
- 発議第7号 平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について
(審議採決)
- 議案第68号 川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第69号 川俣町手数料条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第70号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第71号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例(説明)
- 議案第72号 町道路線の認定について(説明)
- 議案第73号 平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第74号 平成26年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第75号 平成26年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第76号 平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第77号 平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第78号 平成26年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第79号 平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第80号 平成26年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第81号 平成26年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第82号 平成26年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)
- 議案第83号 平成26年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑)

- 議案第 8 4 号 平成 2 6 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）
- 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（説明・質疑）
- 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度川俣町一般会計補正予算（第 4 号）（説明）
- 議案第 8 7 号 平成 2 7 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 8 9 号 平成 2 7 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 1 号 川俣町小島財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 9 2 号 川俣町飯坂財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 9 3 号 川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 9 4 号 川俣町小綱木財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 9 5 号 川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 9 6 号 川俣町個人情報保護審査会委員の任命について（審議採決）
- 議案第 9 7 号 教育委員会委員の任命について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成27年第9回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時9分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） なお、本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構でございます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、4番議員 嶋原利光君、5番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る8月28日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定したので報告をいたします。

まず、会期は、本日から18日までの16日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等の結果報告、寄附採納報告を受けます。その後、一般議案5件の内容説明、決算審査特別委員会の設置についての審議・採決、その後、決算審査特別委員会を開催していただきます。

平成26年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、各財産区特別会計、水道事業会計、以上13件の決算について、内容説明及び質疑を行います。

続いて、平成27年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、奨学資金特別会計、以上5件の補正予算について内容説明を受けます。

続きまして、人事同意7件の審議・採決を行い、午後4時ごろ散会の予定であります。

なお、本会議終了後は決算特別委員会、各常任委員会を開催していただきます。

第2日目の4日、金曜日は議案調査のため休会といたします。

第3日目の5日は土曜日、第4日目の6日は日曜日のため休会といたします。

第5日目の7日、月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は5名の方を予定しております。

第6日目の8日、火曜日は、午前10時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行い、午後4時ごろ散会の予定であります。一般質問は4名の方を予定しております。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。

第7日目の9日は、各常任委員会を開催いたします。

第8日目の10日、9日目の11日は、決算審査特別委員会、10日目の12日は土曜日、第11日目の13日は日曜日のため休会といたします。

第12日目の14日と第13日目の15日、第14日目の16日、第15日目の17日は、決算審査特別委員会を開催いたします。

本定例会最終日であります第16日目の18日金曜日は、本会議を午後1時30分
に開議し、請願・陳情の審査結果及び付託議案について報告を受けた後、一般議案5
件、質疑・討論・採決を行い、平成26年度決算13件の討論・採決を行います。続
いて、平成27年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢
者医療特別会計、奨学資金特別会計、以上5件の補正予算について質疑・討論・採決
を行います。

なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ
散会の予定であります。

本定例会における本会議の日程は以上のとおり議会運営委員会で決定をいたしまし
たので報告を申し上げます。

なお、本定例会の会期は9月18日までの16日間でありますので、各委員会にお
きましては、あらかじめ委員会の日程を定めていただき、会期中の審議をお願いいた
します。以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手元に配付した
とおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

ここで提案要旨を配付いたします。（提案要旨配付）

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに、平成27年第9回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議
員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が3件のほか、議案は一般議案5件、
決算の認定13件、補正予算が5件、人事案件が7件の33件でございます。

これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題、近況等につ
いてご報告いたします。

初めに、東京電力福島第一原発事故に伴う居住制限、避難指示解除準備両区域の解除の準備に向けた山木屋地区の準備宿泊について申し上げます。

この準備宿泊は、ふるさとへの帰還を現実のものとするため、避難指示が解除された場合に、円滑に生活が再開できるよう、自宅の本格的な清掃や修繕、農地の管理、店舗や事業所等の本格再開に向けた準備作業等を進めやすくする環境を整えられるよう、住民の皆様の長期の宿泊滞在を可能とするものでございます。

8月31日から3カ月間にわたりこの準備宿泊を実施してまいります、8月31日に25世帯、60人の登録により開始されたところであります。

山木屋地区では、宅地回りの生活圏につきましては除染が完了し、農地除染は年度内完了の計画で進められております。

また、町では、住民皆様の生活再開に必要な生活用水の確保のため、前年度に引き続き、今年度は当初予算に井戸掘削事業費を確保しており、今月上旬には工事を発注いたします。

今後、これら除染作業や生活用水確保事業を加速させるとともに、現在進めております山木屋診療所建物等の修繕工事を竣工させ、診療所の早期再開に向け取り組んでまいります。医師の確保についても、県のドクターバンク事業を活用し、配置できるよう努めてまいります。

また、準備宿泊期間中は、山木屋出張所に町及び環境省の職員を配置し、相談業務等に対応してまいります。

次に、復興の加速に向けた取り組みにつきまして申し上げます。

初めに、町の復興公営住宅の建設につきましては、新中町地内に40戸を整備することで、今月には敷地の造成工事が竣工いたします。

11月には、住宅建設を発注する予定としており、来年6月までには完成させる計画でございます。

復興公営住宅につきましては、その建設費用が、国の長期避難者生活拠点形成交付金を財源とするため、居住制限区域と避難指示解除準備区域の子育て世帯とを対象に必要な戸数を建設するものとされております。

このため、山木屋地区の皆様に対する意向調査に基づき、居住制限区域と避難指示解除準備区域の子育て世帯の52世帯を本町における復興公営住宅の整備戸数とし、このうち40戸を新中町地内に整備することといたしました。

復興公営住宅への入居対象世帯につきまして、本来認められる居住制限区域と避難指示解除準備区域の子育て世帯の希望者全てが入居しても、住宅にあきが出る場合には、避難指示区域全ての世帯が入居対象となることを確認いたしました。

このことを踏まえまして、今後の入居募集に際しましては、よくその周知を行いまして、入居の希望に沿うよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、本議会には、新中町地内の復興公営住宅を新中町団地として町営住宅の中に加える町営住宅条例の一部改正と、当該住宅への入居資格の特例を規定するため、町営住宅管理条例の一部改正の議案を提出しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

ます。

次に、県営で建設いたします壁沢住宅につきましては、現在、敷地の造成工事を施工中であり、平成28年6月ごろまでに住宅の建設に着手する予定と伺っております。

町では、国道349号から壁沢住宅への取り付け道路となる町道中島・諏訪線の整備を行います。本議会に橋梁工事に係る設計費や用地費につきまして、その所要額を補正予算に計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、山木屋地区の避難指示解除後に帰還される住民の皆様が安心して暮らせる環境づくりのため、復興拠点となる施設を地域の中心地域に整備してまいります。まず初めに整備を進める商業施設につきましては、整備用地の造成開発と商業施設の建築設計業務に係る全ての業務の発注を終えたところでございます。

商業施設の維持管理費につきましては、再生可能エネルギーを活用した太陽光発電による売電収益をその一部に充てていく計画としており、おかげさまで、かわまた復興発電合同会社が建設した山木屋地区のメガソーラーの大規模発電施設が先月24日に落成式を迎え、売電を開始し、復興のシンボルとして稼働いたしております。

復興拠点の必要な財源として活用できることとなり、心強く感じている次第であります。

平成24年度に除染を実施しました福沢、小島、飯坂、小綱木、大綱木の5地区につきましては、住宅敷地隣接のおおむね20メートルの範囲の除染を、平成24年度の事業では、除染手法が決まらず実施できなかった部分につきましての追加除染を実施しております。

仮置き場の確保など、地域の皆様、関係各位のご理解とご協力をいただき、各共同企業体の懸命な除染作業により、本年12月を目途に全域を完了する予定で進めております。

引き続きご理解とご協力をいただきながら、生活圏の除染に取り組んでまいります。

また、ため池除染につきましては、ため池台帳への搭載箇所が29カ所でしたので、台帳搭載以外の所在を調査した結果、全体で77カ所のため池を対象として、基礎調査、詳細調査を経て、放射性物質を除去する対策事業へとつなげてまいります。本議会に、松沢下池を県の放射性物質除去モデル事業で実施する事業費を補正予算案に計上しており、補正予算可決後には11月ごろの発注予定としております。

次に、地域創生への取り組みについて申し上げます。

町では、少子化や人口減少問題の克服と地域の活性化により、将来にわたって活力ある地域を維持する対策をまとめた総合戦略を年内に策定いたします。

庁内に地域創生推進本部を設置し、全庁的に取り組みを推進するとともに、学識経験者や各種関係団体の代表の皆様などから意見を聞くため、5月には地域創生推進会議を設置したところでございます。

地域創生推進会議などにおきまして協議を進めますとともに、アンケート調査により住民皆様からご意見をいただきながら、町における人口の現状と推計及び将来の展望を提示する人口ビジョン、また地域の実情に応じた今後5カ年の施策の方向性を提

示するまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいります。

また、地方創生先行型の各事業への取り組みにつきましては、前年度からの繰越予算により、出産祝金給付金、入学祝金給付金、学校・幼稚園の図書購入費、子どもの屋内運動場の遊具購入費などを計上し、子育て支援策を中心に展開しております。

一方、地域消費喚起・生活支援型の事業で取り組みましたプレミアム率が3割の、1口1万円で3,000円お得な商品券発行事業につきましては、全世帯に郵送しました購入券による販売実績が約6割でしたので、追加販売を実施し、おかげさまで8月1日に完売することができましたので、町内消費の喚起に期待するところでございます。

次に、工業団地等の造成事業について申し上げます。

羽田産業団地と西部工業団地の二つの団地につきましては、それぞれ国の福島再生加速化交付金を活用しての造成工事が進み、羽田産業団地につきましては、農場等の用地造成を終えましたので、現在、ベルグ福島により事務所棟や農場等の建設工事を進め、11月の事業開始に向けて順調に経過しております。

また、西部工業団地につきましては、平成28年3月の完成を目指しまして、現在、造成事業に取り組んでおります。

工場の立地に関しましては、国による津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金やふくしま産業復興企業立地補助金などに加え、町でも、企業立地促進補助金を創設し、工業団地への工場立地を支援する制度を拡充しました。

用地につきましては、立地企業の初期投資を抑えるため、維持管理費程度の安価な賃貸料の設定としたので、このような機会を最大に活用し、造成の完了に合わせて製造関連の企業を基本として、さらなる企業の誘致を進めているところであります。

雇用の場の確保と若者の定住化、産業振興など、町の諸課題に対応し、「元気いっぱい 笑顔いっぱいのまち 川俣」の持続可能な将来のまちづくりの大きな契機としてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご理解、ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本年の農作物の生育状況等について申し上げます。

まず、水稻の状況ですが、本年8月上旬の高温のころの出穂となり、現在の長雨による直接的な影響は受けておりません。今後、天候が回復すれば、作況については、平年より若干よいか、または平年並みとの見込みになっております。

花卉、小菊については、猛暑の影響により成長が早く、開花時期が早まったことに加え、水分不足により花の長さが足りないことなどにより価格が下がっております。また、現在の長雨の影響で、今後、病気が発生する心配がございます。町の主力品目であるミニトマト、キュウリ、サヤインゲンですが、ミニトマトは長雨により出荷量が減少、キュウリは平年並み、サヤインゲンは猛暑の影響で水分不足により花が落ち出荷量は減少しておりますが、販売環境がよく、価格は高目で安定した取引がされております。

次に、マイナンバー制度についてでございますが、いよいよ来月から全国民に12

桁の番号が通知される段階となりました。

通知カードの郵送は、簡易書留で各世帯へ確実な交付が行われ、この通知カードには、個人番号カード、いわゆるマイナンバーの申請書が同封されております。

年明けの１月から社会保障や税の手続のときにこの番号が使用され始め、平成２９年度からは、国や地方公共団体等の間で情報の連携が開始される予定となっております。

町といたしましては、さきに発生した日本年金機構での個人情報流出事故を教訓に、情報取り扱いのルールを徹底し、技術的な対策強化を推進するなど、総合的なセキュリティ対策を進めながら、本制度により取り扱うこととなる特定個人情報を初めとした各種情報の安全な運用体制の整備に取り組んでまいります。

それでは、平成２６年度の決算の状況と施策の内容等につきまして申し上げます。

初めに、平成２６年度の決算等の状況につきまして申し上げます。

平成２６年度一般会計の歳入総額は２０７億５，７８３万円で、前年度と比べて２０億９，２５１万円、１１．２％の増額となり、過去最大の規模となりました。

構成比が最も大きいのは、県支出金の１２６億２，４０５万円で、歳入全体の６０．８％を占めております。

これは、生活圏の除染や農地等の除染経費に係る除染対策事業県交付金や豪雪農業災害特別対策事業補助金などによるもので、生活圏の除染につきましては、平成２５年度からの繰越分も約８３億８，０００万円と多額になっております。

次いで、地方交付税３８億１，２３２万８，０００円で、歳入構成比が１８．４％、次が町税で１１億４，４６３万６，０００円となっており、これら３科目で歳入総額の８４．７％を占めております。

歳出は、総額１９３億６，７９６万４，０００円で、前年度に比べ１１億７，２９６万４，０００円、６．４％の増となりました。

行政目的別で、構成比が最も高いのは、総務費で歳出決算総額の６９．０％、次が民生費９．１％、教育費が６．１％の順になっております。

前年度に比べ増減率の大きいものは、商工費の１０７．９％で、次いで教育費３４．３％、民生費１３．８％などが増で、一方、災害復旧費８９．８％、衛生費３４．１％、公債費は１５．４％とそれぞれ減となっております。

このように前例のない決算規模となりましたが、あらゆる方策を講じて財源の確保を行いながら復興計画に基づいて復興・復旧を進めた結果、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は２億５，７５０万７，０００円の黒字となりましたが、調整基金の取り崩しにより、実質単年度収支は１億５，６０９万７，０００円の赤字決算となったところでございます。

次に、平成２６年度一般会計における主な施策の内容等につきまして申し上げます。

初めに、役場新庁舎の建設事業では、開発許可申請業務や建物工事設計業務の委託に加え、建設用地の購入や附属建物の解体、敷地の造成工事などを行いまして、庁舎本体の建設に向けた準備を進めました。

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、住民税非課税者には1万円、住民税非課税の年金等受給者には1万5,000円の臨時給付金の給付を低所得者対策として行いました。

同様に、消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯への消費の下支えを図るため、臨時的な給付措置として、対象児童1,324人、1人1万円の子育て世帯臨時特例給付を実施したところでございます。

次に、内部被ばく検査、親子のびのびリフレッシュ事業について申し上げます。

内部被ばく検査につきましては、済生会春日診療所へ検査の委託を行い、受検率の向上を図るため、検査受検票を送付し、地区と期間を指定するとともに土曜日・日曜日にも検査を行うなど、ボールボディカウンターによる受検体制の強化を図りました。また、4歳以下の子どもの検査は、県から幼児測定用台座を借用し検査を実施しております。

これら内部被ばくの測定・検査に加えまして、子どもたちが日常生活の中で十分な活動をする機会が少なくなっていることから、小・中学生、就学前の子どもとその保護者を対象に、親子のびのびリフレッシュ事業に取り組み、団体参加型と家族を対象とする個人参加型により、自然体験や交流活動などを通じた心身の健康やリフレッシュにつなげていただき、子どもの健やかな成長と親子の健康増進を図ったところでございます。

次に、食の安全確保等でございますが、生産農家から検査会場まで、業者に集配業務を委託する方法により、震災後3回目となる町内産米の全袋の検査を実施いたしました。

本事業は、町地域農業再生協議会が事業主体となり実施したところでございますが、事業費に県の負担金を充て、不足する額を町が補助を行い、検査総数では、前年度の検査数量とほぼ同数の3万20袋の検査を行い、町産の米からは、基準値（放射性物質100ベクレル）を超える米は出ず、安全性をアピールできたところでございます。

さらに、町特産の川俣シャモ復興のため、県の東日本大震災農業生産対策交付金を活用した、川俣シャモ育すう舎の新築事業により、十分な育すう面積の確保と震災前と同程度の出荷羽数を目指すための環境を整備したところでございます。

次に、工業団地造成事業特別会計への繰出金等でございますが、平成26年6月に福島再生加速化交付金の交付決定を受け、事業財源の確保により、羽田産業団地及び西部工業団地の造成が可能となり、本事業費に充てるため、国からの交付金を一旦一般会計で受け入れ、一般会計から工業団地造成事業特別会計へ繰出金として所要額の支出を行い、両団地の造成事業に着手することができました。

次に、土木費におきましては、除染効果の向上と、地域住民の利便性の向上を図るため、町道除染後の未舗装箇所につきまして、小神地区13路線の道路舗装を実施するとともに、中央公園や公営住宅の遊具更新事業や新中町地内に建設する復興公営住宅の敷地造成工事を行ったところでございます。

次に、消防費におきましては、山木屋地区の防犯・安全確保を目的に、パトロール

隊による山木屋地区全域のパトロールの実施や、未舗装の消防屯所敷地4カ所につきまして舗装の施設整備を図るとともに、震災・暴風・豪雪等により被災した建物や住宅敷地の復旧及び井戸修繕工事への助成を継続して行いました。

次に、学校等への太陽光発電システムと空調設備の設置でございますが、教育施設への太陽光発電システム等の設置につきましては、平成25年度から計画的に進めておりますが、平成26年度につきましては、川俣小学校、川俣南小学校、おじまふるさと交流館の3カ所に設置をし、再生可能エネルギー導入により、児童にエネルギーに対する意識の醸成を図っており、今後も計画的に教育施設へ整備を進めてまいります。

また、児童生徒たちの学ぶ環境の充実を図るため、暑さ対策として、県の公立学校等校舎内緊急環境改善事業補助金を活用し、町内全ての幼稚園、小学校、中学校の普通教室等にエアコンを設置したところでございます。

次に、子どもの屋内運動場整備事業についてであります。

原子力災害による放射能への不安から、屋外での活動を自粛、制限されている子どもたちが安心して遊べる施設として、旧川俣精練の事務所棟を改修し、子どもの屋内運動場、おてひめわくわくランドを平成26年9月12日に開所いたしました。

施設には、砂場やボールプール、エアートラックなど子どもたちが楽しめる遊具を備え、子どもと保護者のふれあいの場として愛される施設を目指しており、開所以来7月31日には利用者が1万人を超えたところでございます。

以上、一般会計に係る平成26年度の歳入の状況、目的別歳出の概要などを申し上げましたが、平成26年度につきましては、過去最大の決算規模となったところでございますが、一方、継続費を設定している新庁舎建設事業費（建物本体）に係る平成27年度への通次繰越が8億5,207万2,000円、生活圏に係る除染対策事業では、前年度に引き続き、工期の確保ができず、仮置き場整備工事費や除染対策事業委託料で、約47億4,500万円を翌年度に繰越明許するとともに、新庁舎建設事業費では、用地購入費や敷地造成工事で約3億3,500万円、復興公営住宅整備事業費では約1億円を平成27年へ繰越明許するなど、全体では26事業で、55億5,732万円を繰越明許といたしました。

これらの翌年度繰越額につきましては、適正な工期等が確保できず、やむを得ず事業の繰り越しに至ったものですが、執行管理を徹底し、今年度での事業完了を推進しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、成果の概要に、昨年度よりもさらに詳しく記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、提出議案等の要旨につきまして説明申し上げます。

報告第9号、寄附採納報告は、寄附採納26件について報告を行うものでございます。

報告第10号、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定によ

り、平成26年度の決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告を行うものでございます。

報告第11号、専決処分の報告については、新中町地内の復興公営住宅敷地造成工事につきまして、L型擁壁工の施行に伴う湧水処理などに伴い、契約金額の増額変更が生じ、本工事請負契約の一部変更を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により、議会に報告を行うものでございます。

次に、議案第70号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例並びに議案第71号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、新中町地内に整備する復興公営住宅を新中町団地として町営住宅条例に規定するとともに、その入居資格の特例を町営住宅管理条例に定めるため、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第72号、町道路線の認定については、道路法第8条第2項の規定により、新たに大内・後庵線など5路線につきまして、町道認定を行うに当たり、議会の議決を得るものでございます。

次に、議案第73号、平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第85号、平成26年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでは、それぞれ平成26年度川俣町各会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございますが、監査委員の審査意見書のほか、決算に伴います主な事業の成果の概要及び各会計の執行の実績につきましては、別紙附属資料のとおりでございます。

次に、議案第86号、平成27年度川俣町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、既定の予算額122億7,151万7,000円に、歳入歳出それぞれ50億8,859万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ173億6,010万7,000円とするものでございます。

歳入におきましては、交付額の確定により、普通交付税が8,216万9,000円、国庫支出金では、生活拠点形成交付金や福島再生加速化交付金などにより5億9,311万円の増額。

県支出金の43億5,570万5,000円の補正増額は、生活圏の追加除染分の増額や仮設焼却場へ汚染廃棄物のうち可燃物の運搬への取り組みに伴うものなどでございます。

繰越金は、前年度決算剰余金の2分の1を計上するもので1億875万3,000円の増額、町債では、臨時財政対策債を1,896万7,000円増額しております。

歳出では、総務費で生活圏の追加除染分、伊達地方衛生処理組合の仮設焼却場への汚染廃棄物の運搬費用、山木屋地区への井戸掘削工事費、ため池の放射性物質対策費、個人番号カード交付事業費などを計上しております。

土木費では、道路維持修繕事業費や鶴東・鉄炮町線、中島・諏訪線などの整備事業費に加え、東大清水調整池の防水シート補修費などを計上しております。

教育費では、川俣南小学校の既存体育館解体設計費や3年保育実施の準備のため、幼稚園保育室等の施設改修費を計上するなどしております。

これらの補正予算計上によりまして、財政調整基金に1億1,971万4,000円の繰り戻しを行いまして、財政調整を図ったところでございます。

今回の補正予算につきましては、町の復興・復旧を推進するため、早急に進めなければならない経費や年次計画で進めてきた道路整備事業費のうち今年度内での竣工を図るため、現計予算額に不足が生じる事業の追加増額をお願いするものなどがございます。

次に、議案第87号、平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、事業勘定において、既定の予算額19億6,221万2,000円に、歳入歳出それぞれ6,255万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億2,476万9,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金6,255万7,000円を増額し、歳出では、諸支出金において、平成26年度の退職者医療交付金の確定減により、支払基金への返還金501万8,000円が生じたため、その措置を行いますとともに、国保基金へ5,753万9,000円の積み立てを計上したものでございます。

議案第88号、平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額18億3,381万1,000円に、歳入歳出それぞれ6,197万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,578万9,000円とするものでございます。

歳入では、地域支援事業に係る支払基金からの過年度分の交付金や前年度からの繰越金を計上し、歳出では、平成26年度の介護給付費や地域支援事業費などに係る事業費精算により、国・県・支払基金への償還額や介護給付費準備基金への積立金を計上したものでございます。

議案第89号、平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額1億6,805万6,000円に、歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,866万1,000円とするもので、歳入では、繰越金とする出納整理期間中に納付された保険料や保険料還付金等を増額し、歳出でも納付された保険料同額を広域連合への保険料等納付金として増額措置するものでございます。

議案第90号、平成27年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算額2,399万2,000円に、歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2,417万1,000円とするもので、歳入では、寄附金を計上し、歳出では、同額の基金積立金を計上したものでございます。

次に、議案第91号、川俣町小島財産区管理委員会委員の選任についてから議案第95号、川俣町山木屋財産区管理委員会委員の選任については、各財産区管理委員の4年の任期が満了となるため、各財産区7名の委員の選任につきまして、川俣町財産区管理委員会設置条例第4条の規定により、同意を求めるものでございます。

議案第96号、川俣町個人情報保護審査会委員の任命についてと議案第97号、教育委員会委員の任命については、ともに委員の任期満了に伴うもので、川俣町個人情報保護審査会委員につきましては5名の方全員の再任を、教育委員会委員につきましては、1名の方の再任につきまして、それぞれ議会の同意をお願いするものでございます。

以上でございますが、これら議案等の詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5，請願・陳情の委員会付託を行います。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第3号、鶴沢字東・柿ノ窪地内の農道の整備等に関する請願書、請願第4号、町道新関前・細越線延長部分の町道認定と改良に関する請願書、請願第5号、八羽内・鍛冶内排水路土側溝改良請願書、請願第6号、古内地区公衆用道路の町道認定と改良に関する請願書、以上4件を産業建設常任委員会に、陳情第5号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情を厚生常任委員会に、それぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る第8回定例会で可決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。

以上で、議会事務局からの報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、伊達地方消防組合議会臨時会について報告願います。4番。

○4番（鳴原利光君） 4番、鳴原でございます。

伊達地方消防組合の報告をいたします。

平成27年7月6日午前10時、伊達地方消防組合議会臨時会が組合事務所に招集され出席してまいりました。

付議事件は議案1件でありました。議案1件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、福島地方水道用水供給企業団議会臨時会及び定例会について、私から報告いたします。

なお、この場からの報告をお許し願います。

平成27年8月20日午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会臨時会がすりかみ浄水場に招集されました。

付議事件は議案1件でありました。議案1件は審議の結果、原案のとおり可決されたことを報告いたします。

また、平成27年8月31日午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会がすりかみ浄水場に招集され出席してまいりました。

付議事件は議案4件、報告1件でありました。議案4件は、審議の結果、原案のとおり可決され、報告1件は、原案のとおり報告されました。

なお、細部についてはお手元に配付のとおりであります。これで報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7，議報告第4号「例月出納検査等の結果について」報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，報告第9号「寄附採納」について報告いたします。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。
(午前10時58分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。
(午前11時15分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9，報告第10号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」を報告いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10，報告第11号「専決処分の報告について（専決第10号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について）」当局の説明を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 報告第11号、専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告する。

記

専決第10号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について

平成27年9月3日

川俣町長 古川 道郎

専決第10号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について

次のとおり請負契約を変更する。

1. 契約の目的 復興公営住宅敷地造成工事

2. 契約金額 変更前 7,844万7,960円

(うち消費税及び地方消費税581万960円)

変更後 8,040万9,240円

(うち消費税及び地方消費税595万6,240円)

3. 契約の相手方 川俣町字川原田5番地の1

香野建設株式会社

代表取締役 香野茂夫

平成27年8月17日

川俣町長 古川 道郎

以上でございます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，発議第7号「平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 発議第7号、平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について

次のとおり、平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会を設置するものとする。

平成27年9月3日提出

川俣町議会議長 黒沢 敏雄

記

1. 名 称 平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び川俣町議会委員会条例第4条

3. 目 的 常任委員会の枠にとらわれずに、前年度予算が適正に執行したかどうかを審査し、その効果を評価し、後年度の予算編成や政策遂行に反映させることを目的として設置する。

4. 委員の定数 議長、議会選出監査委員を除く議員14名

5. 期 間 平成27年9月3日から平成27年9月18日まで

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、平成26年度各会計決算については、議長及び議会選出監査委員を除く14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第85号までの各会計決算13件については、議長及び議会選出監査委員を除く14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置して審議することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の委員については、川俣町議会委員会条例第5条第3項の規定により、議長において、1番 村上源吉君、2番 高橋道弘君、3番 高橋真一郎君、4番 嶋原利光君、5番 高橋道也君、6番 菅野清一君、7番 斎藤博美君、8番 菅野意美子君、9番 新関善三君、10番 菅野正彦君、11番 佐藤喜三郎君、12番 五十嵐謙吉君、14番 石河 清君、15番 遠藤宗弘君、以上14名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会委員については、指名の通り選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここで暫時休議し、決算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、ただいま指名いたしました議員の皆様は、議員控室までご参集願います。

なお、特別委員会の運営については、年長議員の方をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここで暫時休議いたします。(午前11時27分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 再開いたします。(午前11時53分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 特別委員会の委員長、副委員長の互選がまだ決まっておらないということなので、昼食のため休憩いたします。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 再開は午後1時です。(午前11時54分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 再開いたします。(午後 1時21分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 特別委員会をもう一度開いていただいて、そして、互選をよろしくをお願いいたします。特別委員会をお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 暫時休議いたします。(午後 1時22分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 再開いたします。(午後 2時01分)

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) それでは、互選結果について報告いたします。

決算特別委員長に遠藤宗弘君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

総務課長から発言を求められておりますので、許します。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 先ほど報告９号、寄附採納報告を行いました。報告日、２７年９月３日のところを２８年９月３日と発言をしましたので、この場をかりて訂正をしたいと思います。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。日程第１２，議案第６８号から日程第１５，議案第７１号までは条例の一部改正に関する議案です。

以上４件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、以上４件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１２，議案第６８号「川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第６８号、川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例

川俣町個人情報保護条例（平成１１年条例第１号）の一部を次のように改正する。
条文の読み上げについては省略をさせていただきたいと思います。

６ページにとびまして、

平成２７年９月３日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

ご説明を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２５年法律第２８号。以下「番号法」という。）の施行に伴って、本年１０月から通知カードが発行され、また、来年１月からは、個人番号カードが発行されるため、事前に改正を行うものでございます。

また、個人番号は、個人情報に該当し、番号法等は地方公共団体に対し特定個人情報及び情報提供等記録について、より厳密な保護措置を講ずることとしております。よって、この番号法等の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることが求められているため、今回のこの条例改正を事前に改正するものであります。

以上、説明とさせていただきたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１３，議案第６９号「川俣町手数料条例の一部を改正する条例」について、当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第69号、川俣町手数料条例の一部を改正する条例
川俣町手数料条例（平成12年川俣町条例第1号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の2号を加える。

（21）通知カードの再交付手数料1枚につき500円

（22）個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし改正後の第21号の規定は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

平成27年9月3日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、平成27年10月5日から通知カードの交付を、平成28年1月1日から個人カードの交付をそれぞれ開始することに伴い、紛失によるカードの再交付をする場合の手数料を定めるため、条例の一部を訂正するものであります。

以上、議案第69号、川俣町手数料条例の一部を改正する条例についての説明いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第14、議案第70号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」、日程第15、議案第71号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例」、以上2件について、当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第70号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅条例（平成4年川俣町条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表1を別紙のように改める。

附則

この条例の施行期日は、規則で定める。

平成27年9月3日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

新中町団地の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

別紙、別表1の朗読は省略いたします。

ご説明申し上げます。

新中町に建設予定の復興公営住宅４０戸について、町営住宅として管理するため所要の改正をするものでございます。

一般的に公の施設に係る条例制定は、施設を利用できる状態になっていることが必要とされますが、原発事故により避難を余儀なくされている山木屋地区の皆様に対し、町営住宅の入居について早目のご案内をするとともに、申し込みの事前受け付け等の関係から、今般、条例改正の上程をするものでございます。

なお、施行期日につきましては、規則へ委任し、新中町に建設予定の住宅の完成の期日が確定いたしましたら、速やかに規則で定めることとしております。

以上で、議案第７０号、川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例の説明といたします。

続きまして、議案第７１号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

川俣町町営住宅管理条例（平成９年川俣町条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「法第２３条各号に掲げる条件を具備するものとみなされる者にあつては第３号及び第４号」の次に「、福島復興再生特別措置法（平成２４年法律第２５号）第２８条の規定により法律第２３条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあつては第３号から第６号」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２７年９月３日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

福島復興再生特別措置法による公営住宅の入居資格の特例を規定するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

福島復興再生特別措置法による公営住宅の入居資格の特例を町営住宅に適用するため、所要の改正をするものでございます。

具体的には、原発事故による避難区域からの避難者が町営住宅へ入居する際の入居資格要件のうち、同居要件、収入要件は問わないで入居可能とするものでございます。

以上で、議案第７１号、川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明といたします。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１６，議案第７２号「町道路線の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第７２号、町道路線の認定について町道の路線を次のように認定する。

１．認定する路線

路線 番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1127	大内・後庵線	川俣町字大内3-5 先	字後庵 地内
		川俣町字後庵26-2 先	
2343	南線	川俣町大字小神字南15-10 先	字南 地内
		川俣町大字小神字南15-8 先	
4052	当内敷・遊林田線	川俣町大字小島字当内敷4-2 先	字当内敷 地内
		川俣町大字小島字遊林田19 先	
4053	堂ノ前線	川俣町大字小島字堂ノ前25-2 先	字堂ノ前 地内
		川俣町大字小島字堂ノ前18 先	
7022	上ノ台・細久保線	川俣町小綱木字上ノ台5 先	字細久保 地内
		川俣町小綱木字細久保14-2 先	

平成２７年９月３日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

町道路線の認定を行うに当たり、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を得るものである。

２ページからの路線位置図でご説明を申し上げます。

路線の位置、延長、幅員につきましては位置図記載のとおりでございます。

１１２７、大内・後庵線でございますが、この路線につきましては、町道の認定申請が町にあったものでございます。

３ページ、お願いします。

２３４３、南線でございますが、この路線につきましても、町に町道認定の申請があったものでございます。

４ページ、お願いいたします。

４０５２、当内敷・遊林田線でございますが、この路線につきましては、町道認定の請願が議会にあったものでございます。

５ページをお願いします。

４０５３、堂ノ前線でございますが、この路線につきましても、町道認定の請願が議会にあったものでございます。

６ページでございますが、７０２２、上ノ台・細久保線、この路線につきましても、町道認定の請願が議会にあったものでございます。

以上で、議案第７２号、町道路線の認定についての説明といたします。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第17，議案第73号「平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第29，議案第85号「平成26年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までは、平成26年度各会計の決算でございます。各会計の決算説明に入る前に、ここで平成26年度各会計決算の審査結果について、代表監査委員から報告を受けます。代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） 平成26年度川俣町各会計の決算審査結果について報告いたします。

初めに、川俣町各会計決算、各基金の運用状況についてでございますが、会計管理者、企画財政課長の立ち会いのもと、平成27年7月30日から8月7日までの計6日間で審査を行いました。その結果、各会計の決算計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、誤りもなく関係帳簿もそれぞれの目的に沿って整理されており、会計経理も正確に執行されたというふうに認められます。

次に、財政健全化審査及び公営企業会計経営健全化審査についてでございますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い審査を行ったものでございます。

内容につきましては、皆様に配付いたしました意見書のとおり、各比率等については問題なく、財政及び経営の健全性は確保されているというふうに認められます。

最後になりますが、今後の町政運営に当たっては、さらなる一般財源の確保に努めることはもちろん、大震災や原発事故などによる社会情勢の変化に迅速に対応するため、今まで以上に人材育成に努め、事務処理等における基本の徹底はもちろんのこと、町復興計画に定める集中復興期間に実施すべきもの各事業に全課を挙げて一丸となって取り組まれるよう要望するものでございます。

以上、報告いたします。代表監査委員 斎藤庸夫。

○議長（黒沢敏雄君） 日程第17，議案第73号「平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第73号、平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番。

○2番（高橋道弘君） 1点だけ、町長に確認しておくんですけども、町長の提案要旨にもこの成果の概要にも全然触れられてねえんだけど。決算書の68ページかな、どこに書かってんのかなと思って、私も一生懸命探したんですが。68ページの19の諸収入の雑入4番4項1目の弁償金で2,604万8,992円というのがあるんだ。これ、商工会のあれでしょ。例の補助金の不正収入の返還金の話ですよ、多分、ここさ載ってんのね、弁償金で。いや、だから、どこだかわかんねえんだけど、ここしかねえのかなと思って私見てたんですけど、2,000万から返してもらったわけだから。そのことが、その提案要旨にも、こっちの成果の概要にも何も書かってねえ、ど

こにもね。だって、あれだけ町民の皆さんに、社会的にこの問題を喚起して、不安を与えて、失望感を与えてきた問題を、これで整理したわけでしょ、1回。整理したんだから、きちっとやっぱり私は書くべきだと思うんですよ。この成果の概要にしたって、町長の提案要旨にしたって。だから、どこでどういうふうに整理されて、幾ら返してもらったのかというのが、決算上、これ明らかになってないんですよ。何でそういうことをきちっと整理しないのかというのが一つ。じゃあ、あとどこに書かってて何ぼ返してもらったのかというのが二つ目。何で触れないのかというのが三つ目、この三つ、町長答弁してください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

ただいまお尋ねの商工会からの返還金につきましては、この決算書の68ページの一番下の返還金1,324万694円が決算額でございます。これは町商工会、それから、かわまた夏祭り実行委員会、シルクスタンプ会などからの返還ということで、先ほどの弁償金につきましては、東電からの損害賠償金ということで、平成25年度に実施をいたしました町内の農地除染に係る東京電力からの損害賠償金で2,604万8,992円となっております。

それから、次の70ページの55のところに加算金ということで200万8,245円の決算がございますが、これは商工会、シルクスタンプ会などからの返還金に伴う加算金の決算ということで、これらにつきまして、ただいまご指摘いただきましたが、成果の概要等にもまとまってないんじゃないかということもございました。ちょっとまとめが不足ということで、大変申しわけございませんでした。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

2番 高橋道弘議員の質問でありますけれども、決算上についての説明あったわけですが、どうして触れられなかったのかということでございますが、これについては、触れられないということではなくて、金額的なものも含めての決算の報告でありましたので抜けていたところがございますが、議員ご指摘のとおり、昨年の大きな、26年度、20号で答えました。そういったことについて、記が抜けておりましたことについては、申しわけなく思っておりますが、大変大事なことであることについては、私も同じく思っておりますので、おわび申し上げながら、改めて認識を改めて、これからの事業運営に当たっていく考えでおりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午後3時15分といたします。
(午後3時02分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。
(午後3時15分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

ただいまご指摘をいただきました商工会の補助金の問題につきましては、非常に大切に大事なことでございます。この成果の概要の中に、このような大変重要な決算の内容であったにもかかわらず、ご指摘のとおり成果の概要の中に記載が漏れてしまいましたことをおわびを申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。2番。

○2番（高橋道弘君） 漏れたからしょうがねえんだっつう問題ではないと思うんですよ。だから、町民だって、前も私質問したけど、町長は告訴しねえつう、国は告訴して逮捕までされてるわけでしょ。

そしたら、成果の概要の1ページに主な施策の成果の概要ってあって、前書きあるわけだ、こんなほどいっぱい書いてね。ここでだって触れてねえ。隣の5の商工費ではというところだって書こうと思ったら書けたわけだよ、ここで。全然1行も書いてないわけだ。このまま審議して、はいと言って後世に残ったとき、そういう問題あったんだか、ないんだかも残ってこないですよ、これ、公式な記録として、どこにも。それでは成果の概要って言わないじゃないですか。大体、平成21年度からさかのぼって返してもらうなんていう補助金なんて、今までないわけだよ、こんなの。川俣町始まって以来の話なんだから。だから、これを書き直すのか、町長ね。きちっとどっかさ位置づけるのか。そして、どういう精算の結果1,300万だ、200万だという話になったのかつうことだって、ないわけでしょ、これ、どこにも。だから、書き直すんですかというのが一つ目の再質問よ。二つ目は、提案要旨にも触れねえ、概要にも触れねえ、決算の説明のときにも触れねえということは、町長の指示なのかい。商工会の問題には触れるなということだったのかい。この決算まとめるときに。町長の指示で、これは、商工会のことにはもう触れねえんだということで、町全体で組織的にやっているんですか、これ。一切。これが二つ目。

それから、三つ目は、じゃあね、この成果の概要のままでいいんだとすれば、町では反省したや適正に処理したと、これいろいろ言ってんだけど。私から言わせると、この中で、この商工会の問題で、事務がおくれたがゆえに、緊急雇用の半年分、町はもらい損ねたじゃないですか、26年度。すぐに申請すべきだと言ったにもかかわらず申請しないから。10月になって申請したらば、4月からはもらわんによってなつて、金額はちょっとわかんねえけど。そのことだって、どこにも出てこないでしょ。何でそうなったかといったら原因はそこにあるんだよ、商工会の問題があったから、緊急雇用の申請がおくれて、町、町費でそれを立てかえたという、財政支出が生じたってこともあるわけだ。そういうことはどこを見たらわかるんですか。だから、一連に全部絡まっているわけよ、そのことは。それはどういうふうに町長は考えているんですか。どういうふうにするんですか。以上、三つ再質問。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁をいたします。

初めに1点目でございますが、決算の概要としてまとめた公式の記録の中に欠落しているというご指摘でございます。これらにつきましては、本当に大変重要な決算の内容であったにもかかわらずそのまま抜けてしまっておりますので、今後、追加補充というような形で、これに追加するような形で作成をして、補充の形でお配りをさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、あわせて、ただいまご指摘をいただきました緊急雇用等の一連の取り組み、対応についても、まとめて補充するような形にしたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、町長の指示ではございませんので、それもあわせてご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。2番。

○2番（高橋道弘君） 再三だから最後だからね、町長。町長が出てこねえから、俺は何回も手挙げるようになるんだよ、町長。こんなの出されて通りましたといって製本するほうがおかしいでしょ、町長として。何で商工会のどこにも書いてねえんだって、何で言えないんですか、町長。提案要旨だって町長も自分で目を通してるわけじゃないですか。副町長だって目を通して上がってくるわけじゃないですか、提案要旨の説明つうのは。だから、組織としてまるっきり商工会のことは終わったこと、もう過去のこと、関係ねえって頭でやってからこういうことになるんじゃないですか。で、補充しますって言うけど、補充というのは、これではねえんだべ。これは附属資料だべ。この成果の概要、これを直して再提案をするんですか。だとすれば、本会議でしかできないんだからね。これを直すということであれば。成果の概要、附属資料を出しますつうのは。これを直すということなんですか。

あと何で組織全体で抜けるんですか。産業課からも上がってこねえ。企画財政課も気がつかねえ。副町長も気がつかねえ。町長も気がつかねえ。全くもう、そういった問題点は、川俣町組織としては欠落してるということなんですか、町長。そこの反省が全然ないじゃないですか。それで町民の負託に応えられるんですか、町民の人たちに対して。これだけそろっていて誰も気がつかないつう、こんな成果の概要どこにあるんですか。一番大事な問題は、26年度は川俣町民の一番の関心はこの問題ですよ。この問題について何もないって、何で上がってくる、川俣町の組織なんですか。町長自身がちゃんと町民に答えてください。私が質問してるということは、町民に答えるということなんだから、議会での答弁というのは。町長自身の言葉で答えてください、今の二つ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎） 答弁申し上げます。

先ほど答弁申し上げたような基本的な考え方については同じでありまして、ここの抜けたことについて、欠落部分については、本当に申しわけなく思っております。

つきましては、ただいま財政課長のほうからも答弁いたさせましたけれども、この成果の概要について、ここの商工のところがございますが、ここに今回の商工会の返

還金についてもしっかりと載せて、今後、このようなことが起こらないよう、しっかり対応していくことについて気を引き締めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。再開は午後３時４５分といたします。

（午後３時２８分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後３時４５分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） ご指摘の商工会の補助金問題や緊急雇用関連の経過等につきましての欠落分、これらについて議会皆様の許可をいただいた上で決算附属資料に追加をさせていただく形で訂正をさせていただきたいので、よろしくお願い申し上げます。

なお、決算審査特別委員会開催の前にご指摘の欠落部分については、決算の附属資料ということで調整をして皆さんにお配りをするということで、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま当局から要請がございましたが、これを認めることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

そのほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

本案を平成２６年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います。

（「議事進行」の声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 副議長。

○副議長（遠藤宗弘君） 今、当局から、この議案７３号について、附属資料に追加したいということが提案されたんで、そうすると、それも含めて、説明を受けて質疑しないとだめだと思うんですね。何が出てくるかわからないものを、出てきた時点で、狸が出てくると思ったがなキツネが出てきたがなまで了解するようになっちゃうんで、この７３号については、説明・質疑を打ち切って、月曜日の朝一番でやるというぐらゐの議事日程の変更をして、それで７４号についてはやってもらって、説明が出てきた時点で、改めて説明・質疑をやって、特別委員会に付託するんなら付託してもらわないと、これは議会として動きとれなくなっちゃいますよ。ぜひ、そういう方向で進めてもらいたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） さきに皆さんから了解いただいたんですが、皆さん、会計決算をやる前に、認めてもらおうと、これを。ただ、遠藤議員は審議しねえとだめだというこ

とで。

皆さんにお諮りいたします。

ただいま15番議員から、この件に関しましては、日程を変更して月曜日にやるべきだというような意見が出されましたが、皆さんの。でも、さきに皆さんの了解を得たもんだから、異議ねえってことで。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたしまして、議会運営委員会を開催いたします。

（午後3時50分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後4時07分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ただいま議会運営委員会を開催していただきましたので、委員長よりご報告いただきます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） ただいま議会運営委員会を開催して、議案第73号、平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定については、当局より訂正の申し出があり、ただいま許可したところでありますので、資料が提出され次第、審議を継続したいと思っておりますので、本件については、7日月曜日の一般質問の前に日程を変更することに、ただいま議会運営委員会で決定したので報告したいと思います。

後、以下の日程については、日程どおり進めることにいたします。以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま議会運営委員長より報告がありましたが、そのように決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

そのような方向で進めさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第18、議案第74号「平成26年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第74号、平成26年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけお伺い、町長にしておきたいんですけど。この監査委員の審査意見書でも明確なんだけど、10ページを見ると、この監査委員の、これを見ると楽だと思んですけど、個人町民税つうか、町税を含めてですよ、徴収率がずっと上がってきているのね。例えば、26年度の町税は94.5だというふうになってるわけですよ。前年が93、その前が91.2で、こう上がってきてるわけね。国保のほうは、成果の概要の286ページを見ますと、過去5年間の徴収率が載っている

んですけど、22年度の75.4%から、職員の皆さんも努力をなさって、昨年は79.7まで、ずっと毎年、徴収率が上がってきたんですよ。上がってきたんですけど、26年度になったら、さっき課長が言ったとおり、2.1ポイント、77.6に下がったのね。個人町民税も何でも徴収率が上がっている中で、国保税だけが下がるっていうのがどういう要因なのか。例えばその下に、短期被保険者の発行件数があるんだけど、これは去年、25年度が202件に対し157件でこう少ないわけね。だから、短期保険者が少ないってことは、ちゃんと金を払っているということだと思うんですけど。でも、徴収率は下がっているわけね。

すると、この間、国保税の資産割なくして、ずっと変えてきたじゃないですか。そうすると、この高齢者、国保に入っている方は高齢者の方が多くいんだけど、後期高齢は抜けるけど。高齢者の方の収入構造と、今の国保税の課税のあり方に問題があるのか。どういう分析なさっているのか。結局、ほかは伸びているのに国保税だけ、ここさ来てトンと落ちたんですね。差し押さえ件数も、去年、25年は500万台だったのが、1,000万に伸びているじゃないですか、不納欠損額ね、差し押さえの。だからその辺の内容分析どのように検討して、どんな考え方になっているのか、お聞きをしておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今お質しのように、平成26年度におきましては調定額で4億1,069万9,758円ということで、昨年の対比から比べますと349万7,081円の増額になっております。これは、あくまでも農業所得やその他所得の伸び率におきまして、また、一時的な転入者、そういった方々に対する課税に対する申告の伸びというようなことで判断しております。

また、年代別といった層の所得の伸び率、課税の伸び率でございますけれども、それは、今のところ申しわけございませんが把握しておりません。

また、短縮被保険者の数でございますが、25年度からは少なくなりまして、一般の保険者のほうに回っておりますけれども、これも納税者に対する納税相談、そういったものからのあらわれで減額になっているところでございます。

確かに議員お質しのように、調定額がこのように伸びておりますし、また、収納未済額に関しても4.1%増ということで、363万1,034円の、昨年からの収入未済額の増額になっておりますが、これは大変申しわけございませんけれども、滞納者に対する納税相談等でいろいろ協力していただきながら、納税相談等を踏まえましてやってまいったところでございますが、どうしても保険税に対する充当だけが生きるということではなく、他の町税等の絡みもございまして、国民健康保険税に対する充当割合は387万6,058円というような結果になってございます。

今後も新たな滞納者をふやさないように、小まめな督促、また文書催告、面談なども、そういったものを繰り返しながら、丁寧に納税の理解をいただきながら、また分納誓約等の切りかえの段階で、納付の割合等、変更などをしていただきながら、より

よい今後の収納率向上に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番。

○2 番（高橋道弘君） 私はそういうことを聞いたんでなくて、要は、国保も、いずれ全県一本になっていくという状況にあるわけじゃないですか。だから、税金のかけ方も、資産割をなくして、全県統一した基準に持っていくということで資産割をなくしたわけでしょ。そういった中で、個人の町民税のほうは徴収率が伸びているのに国保だけが落ちたということは、国保の人たちの収入構造と課税のあり方に課題があるのではないのかなと、私は思うわけ。だから、国に、県に全県一本になるからかまねんだって、後期高齢みたいにぶん投げていくと、後期高齢だって移行していったとき、短期保険者の数が全県に比べて川俣町だけがドンと高かったとかあるじゃないですか、移行時に。だから、そういう分析はどのようになさっているのかなと。だから、町民税はちゃんと徴収率が上がっているのに、国保だけここにきてドンと落ちたということは、かといって短期被保険者は少なくなっているということは納税してるってことじゃないですか。だから矛盾してるわけでしょ。徴収率は落ちてるのに短期保険者は少なくなっているということは。ずっと、何でその徴収率が落ちてんのに短期保険者少なくなってる、そしたら、何で、ほんじゃあ、町税を払っているのに、国民健康保険税は払えなくなんのかなあという、そこの分析をどのようになさってますかということを聞いてるだけなんです。してねえならしてねえでいいよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 大変申しわけございませんけれども、そういった分析は今のところしておりません。今後、詳細に関して検討というか、調査のほうをいたしたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番。

○2 番（高橋道弘君） してねえとすれば、町長、これ、県に全県一本になるからといってぶん投げるんじゃないくて、やっぱり都市部の国保加入者の所得構造と、田舎の国保加入者の所得構造というか、職業も含めてですよ。例えば、年金受給者が圧倒的に多い、農業者が圧倒的に多い町と、福島市みたいに都市部の人たちでは、全然違うじゃないですか。だから、そのときに、全く人口的に言えば都市部のほうが多いわけだから、そしたら、全県一本になったら、もう税金を納めるの大変になっちゃった、国保税を納めるの大変になっちゃったという話になる可能性があるんで、そこはやっぱり、副管理者になったり、町村会の副会長もやってるわけだから、そこはきっちり、やっぱり自分の町の分析をした上で、ぜひ、そういった統一の際の議論に臨んでいただきたいと思うんだけど、町長、いかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しのように、平成30年から全県一本に移行することで取り組んでおりますので、町でも所得割に、資産割の中で資産割なくして、全県一本化に向けた取

り組みを始めたところでございます。今、議員お質しのように、これは各59市町村の中でのそれぞれの所得構造、あるいは仕事状況の構造で違ってくるところもありますから、川俣町の現状をしっかりと把握した上で、全県一本になった上での課税のあり方等についても、この均衡のある課税、そして、また収納率の向上をしっかりとやれるような体制づくりのための話も、私もそういう立場でさせていただいていく考えでおりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 15番。

○15番（遠藤宗弘君） これ、確認しておきたいんですが、提案者も読み上げないし、提案日も読み上げないまま、これからは別冊だけで審議に入る方向に当局はなっておられるんですか。その辺のことを確認しておきたいと思います。

決算書の何ページっていうことは言ったんですが、9月3日に提出するとか、古川道郎様が提案したとかということはおっしゃらないで説明されているのではないかなと思うんですが、その辺をまず確認しておきたいと思います。今後の議会運営にもかかわることだと思いますので。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 大変申しわけありません。

提案、議案第何号、何が提出、町長古川道郎まで提案で言ってないんじゃないかというようなことでありました。すみません。そういったことのないように取り扱っていただくことを議長のほうにお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 15番。

○15番（遠藤宗弘君） 提案の冒頭が抜けたんなら、もう1回やってもらう以外ないと思うんですよ。このまま進めたんでは議事録には入りませんからね。誰が提案したんだか何だかもないわけだから。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。 (午後4時37分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 (午後4時48分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ただいま15番議員からの質問であります、保健福祉課長はちゃんと提案要旨を読んでいるようでございますので、確認させていただきました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 2番。

○2番（高橋道弘君） 5時でしょ。10時から5時と決まってるんだから、どうせ、これ全部やったらば、8時になるか、何時になるかわかんないじゃないですか。だから、別にあしただって会期中のうちなんだから、議運を開いてあしたやればいいんじゃないですか。10時から。

○議長（黒沢敏雄君） 異議がありますので、起立によって決定いたします。

延長することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者 起立)

○議長（黒沢敏雄君） 起立少数でございますので、延長はしないことになります。

きょうはできるところまでやりまして、あとは議会運営委員会のほうで相談していただきます。

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

本案を平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（黒沢敏雄君） 本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

ただいまの発言を取り消します。

残りの部分について申し上げます。

明日に延期したいと思いますが、ご異議ございませんか。15番。

○15番（遠藤宗弘君） 議事進行。5時10分まで会議を延長して、その間に議運をやって、散会したらいかがでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま15番から15分の延長の意見がありましたが、皆さん、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休議いたします。

(午後4時53分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

(午後4時56分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 議会運営委員会を開催していただきましたので、委員長からご報告いただきます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会を議長室でただいま開催いたしました。議事日程について変更するということで、明日は、予定では休会というふうになっておりましたけれども、午前10時から本会議を、きょうの残りの部分を、あしたの本会議を開催して、引き続き本会議を開くということで決定いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、明日 10 時より会議を開きます。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） これにて、本日は散会いたします。

ありがとうございました。

（午後 5 時 03 分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 鳴 原 利 光

同 署名議員 高 橋 道 也